

防犯カメラの 設置及び運用に関する ガイドライン



南 幌 町

平成28年 4月 1日発行
南幌町住民課環境交通グループ
〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号
TEL 011-378-2121 FAX 011-378-2131

はじめに

1 ガイドライン策定の目的

南幌町では、南幌町生活安全条例(平成11年6月1日施行)に基づき、町民が犯罪被害に遭うことなく、町民の方々と協同し、安全で住みよいまちづくりを進めています。

犯罪防止には、自ら犯罪の被害に遭わないように努めるとともに、日常的に防犯パトロールや声かけ活動を行うといったコミュニティ活動を行うことが効果的です。

しかし、これらの活動には自ずと限界もあることから、こうした部分を補完するものとして、防犯カメラを設置することは、24時間撮影が可能であることから、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時の容疑者の特定にも役立つなど、安全で安心して暮らせるまちの実現に大きな役割を果たすものです。

また一方で、撮影される個人のプライバシーなどの人権が侵害されるのではないかと不安を感じる人もいます。

そのため、町民のプライバシーを保護するとともに、防犯カメラに対する町民の不安感の解消を図るために、防犯カメラの設置・運用に関するガイドラインを策定しました。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

次の3つの要件すべてを満たすカメラ設備をこのガイドラインの対象としています。

- ① 不特定多数の者が出入りする施設や場所を撮影するカメラ
(各種公共施設、道路、公園、金融機関、スーパー、コンビニ、宿泊施設、スポーツ・レジャー施設、駐車場等の施設や場所)
- ② 犯罪の防止を目的に設置されたカメラ
(犯罪の防止を副次的目的とする場合も含む)
- ③ 録画装置(ビデオ、DVDレコーダー等)を備えるカメラ

※ 個人住宅・集合住宅・事業所等の安全管理や防犯対策に設置するカメラは対象となりません。

3 防犯カメラで撮影された個人の画像の性格

防犯カメラで撮影された画像は、特定の個人が識別できる場合には、「個人情報」に該当します。

防犯カメラの設置者は、このガイドラインのほか、設置者ごとに法律や条例で定められている個人情報保護制度により個人情報を取り扱うこととなります。

防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこと。

2 設置場所・撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像は、その取り扱いによってプライバシーを侵害する恐れがあり、どこにでも防犯カメラを設置してよいというものではありません。

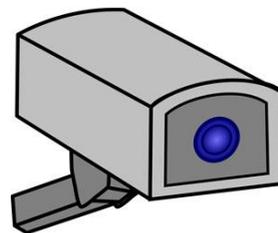
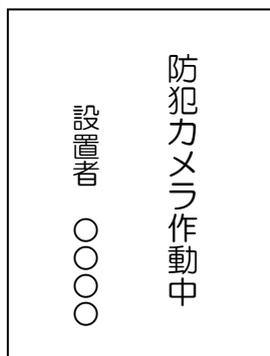
そこで、犯罪防止効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所を定めることとします。

3 防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラの設置者は、プライバシーの保護を図るため、だれもが防犯カメラが設置されていることを認識し、撮影されていることを意識できるよう、設置区域の入口や撮影区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置していること及び設置者や管理責任者の名称を表示することとします。

これは同時に犯罪の抑止にもつながります。

(表示例)



4 防犯カメラ管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、適切な画像の取り扱い、情報の漏えい防止などに配慮するため、管理責任者を指定し、責任の所在を明確にすることとします。

5 防犯カメラ設置者・管理責任者が守るべきこと

防犯カメラの設置者及び管理責任者は、プライバシーに十分配慮した取り扱いをするために、次の事項を守り厳重な管理を行うこととします。

- ① 撮影された画像を適正に管理すること。
- ② 撮影された画像の利用・提供を制限すること。
- ③ 苦情に対して適切に対応すること。
- ④ その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

6 撮影された画像の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進む中で、画像のコピーや持ち出しが容易となっていることから、安全管理対策が重要です。

そこで、設置者及び管理責任者は、画像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じることとします。

- ① モニターや画像記録装置は、施錠可能な事務室内など、一般の者が出入りできない場所に設置するなど情報漏えい防止措置を講ずること。
- ② 記録した画像の不要な複写や加工を行わないこと。
- ③ 撮影された画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間とし原則として最大1箇月以内とすること。ただし、犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとする。
- ④ 保存期間を経過した画像は速やかに復元不能となるよう確実に削除するか、上書きによる削除をすること。
- ⑤ 記録媒体を破棄するときは、破碎するなど、画像が読み取れない状態にすること。
- ⑥ パソコンで画像を取り扱う場合には、ウイルス対策等の措置を十分に行うとともに、インターネット等外部への情報漏えい防止措置を講じること。

7 撮影された画像の提供の制限

個人(町民)のプライバシー保護のため、撮影された画像を設置の目的以外に利用したり第三者へ閲覧させ、又は提供したりすることは、禁止されています。

ただし、例外的に次の場合は、目的以外であっても利用又は提供できるものとされています。なお、請求があった場合、その妥当性を十分検討して対応するものとします。

- ① 法令に基づく場合
(裁判所が発行する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項)、弁護士会からの照会(弁護士法第23条の2第2項)に基づく場合など)
- ② 捜査機関から犯罪(事故)捜査の目的により要請を受けた場合
ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文章によることとする。
(警察の任意調査への協力や消防署の火災原因調査など)
- ③ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要性がある場合
(行方不明者の安否確認や、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など)

8 苦情等への対応

防犯カメラ設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に対する苦情や問い合わせには、誠実かつ迅速に対応するものとします。

9 業務の委託

防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、管理・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置・運用を徹底するものとします。

10 防犯カメラ設置・運用規程の作成

このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用に関する基本的な指針を示したもので、防犯カメラ設置者及び管理責任者は、利用目的や利用形態に合わせ、ガイドラインに沿った設置・運用規程を作成し、それに基づいてカメラ及び画像を管理・運用しましょう。

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）抜粋
（基本理念）

第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取り扱いが図られなければならない。

※ 防犯カメラで撮影した画像も特定の個人が識別できる場合には、「個人情報」に該当します。